

**静岡市「運営推進会議及び介護・医療連携推進会議」の
設置及び運営に係るガイドライン
(令和 8 年 9 月)**

目 次

1	ガイドラインの目的	1 P
2	運営推進会議等について	1 P
	（1）運営推進会議等とは	
	（2）対象サービス・開催頻度	
	（3）構成員	
	（4）出席依頼	
	（5）運営推進会議等の内容	
	（6）議事録の作成（公表）	
3	自己評価及び外部評価について	4 P
	（1）自己評価及び外部評価とは	
	（2）対象サービス	
	（3）自己評価及び外部評価の流れ	
	（4）結果の公表	
4	掲載資料について	8 P
5	運営推進会議等に関する Q & A	9 P
	（1）静岡市の Q & A	
	（2）国の Q & A	
6	問合せ先等	13 P

1 ガイドラインの目的

このガイドラインは、地域密着型サービス事業者に運営基準において義務付けられている運営推進会議（定期巡回・随時対応型訪問介護看護では介護・医療連携推進会議。以下「運営推進会議等」という。）の設置及び運営について、静岡市における指針を示すものです。

2 運営推進会議等について

（１）運営推進会議等とは

運営推進会議等は、地域密着型サービス事業所が、利用者、市職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的（介護・医療連携推進会議は、上記に加え、地域における介護及び医療に関する課題について関係者が情報共有を行い、介護と医療の連携を図ることを目的とする）として設置するものです。地域密着型サービス事業所は、運営推進会議等に対し活動状況を報告し、運営推進会議等における評価を受けるとともに、運営推進会議等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければなりません。

（２）対象サービス・開催頻度

地域密着型サービスのうち、下記のサービスは厚生労働省令にて運営推進会議等の設置及び開催が義務付けられています。

会議種別	サービス種別	開催頻度
運営推進会議	・（介護予防）認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	おおむね２か月に１回以上
	・地域密着型通所介護 ・（介護予防）認知症対応型通所介護	おおむね６か月に１回以上
介護・医療連携推進会議	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	おおむね６か月に１回以上

（３）構成員

構成員は下記のとおりとします。

ア 利用者

イ 利用者の家族

ウ 地域住民の代表者（例：町内会の役員、民生委員、老人クラブの代表等）

エ 市の職員又は当該事業所を管轄する地域包括支援センターの職員

オ 当該サービスについて知見を有する者（学識経験者である必要はなく、例えば、高齢者福祉事業や認知症ケアに携わっている者や携わった経験がある者なども含め、当該サービスについて知見を有する者として客観的、専門的な立場から意見を述べることができる者）

カ 地域の医療関係者（介護・医療連携推進会議の場合。）

（４）出席依頼

市介護保険課へ出席依頼をする場合は、遅くとも開催予定日の１月前までにＦＡＸにて、運営推進会議出席依頼文ひな型（<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2984/s012542.html>）を参考に依頼をしてください。出席の可否については、ＦＡＸにて事業所へ回答します。

なお、開催日時については、平日 10:00 から 16:00 までの間となるようにしてください。

市介護保険課 事業者指導第１係

ＦＡＸ （054）221-1298（ＦＡＸ番号間違いによる誤送信にご注意ください。）

（５）運営推進会議等の内容

サービスの提供状況や活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなくてはなりません。報告内容については以下を参考としてください。

ア サービス提供情報（利用者数（年齢、要介護度、利用年数等）、職員体制など）

- ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所と看護小規模多機能型事業所は、登録者数、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等を報告

イ 定例行事、レクリエーション、機能訓練などの実施報告（内容、参加者数、参加率など）

- ウ 重大事故・ヒヤリハットの発生状況と再発防止策等
- エ 苦情等の受付状況と再発防止策等
- オ 利用者の健康管理（熱中症や感染症など）に係る取り組み
- カ 非常災害対策の取り組み（避難訓練の実施など）
- キ 地域との連携状況（地域行事への参加、ボランティアの受入れなど）
- ク 運営推進会議等を活用した評価の実施（対象サービスのみ）
- ケ 自己評価及び外部評価の結果の報告（対象サービスのみ）

（６）議事録の作成（公表）

運営推進会議等での報告、評価、要望、助言等についての記録（議事録）を作成するとともに、当該記録を公表してください。また、当該記録については２年間保存しなければなりません。

次のいずれかの方法で議事録を公表してください。また、いずれの方法の場合も、プライバシー保護のため、利用者又は利用者家族等の個人が特定される部分は伏せるなどの配慮をしてください。

- ・事業所内の見やすい場所に掲示（ファイリングし事業所に備え付け、かつ、いつでも関係者に自由に閲覧させることができる場合も可）
- ・法人のホームページへの掲載
- ・市介護保険課へ議事録の提出（事業所から市介護保険課へ議事録の提出があった場合、原則、市介護保険課窓口へ当該議事録を掲示します。また、閲覧者から交付の求めがあった場合には、市は当該議事録の写しを交付します。そのため、事業所は、議事録の提出をもって、議事録の掲示及び写しの交付に同意したものとします。）

※公表の手段のひとつとして、市介護保険課へ議事録の提出がありますが、事業所内の見やすい場所に掲示や法人のホームページへの掲載などの方法で公表を行っている場合は、静岡市では運営推進会議等の議事録についての提出（報告）は必須ではありません。（本ガイドライン５ 運営推進会議等に関するＱ＆Ａ（１）Ｑ２ 参考）

3 自己評価及び外部評価について

(1) 自己評価及び外部評価とは

自己評価及び外部評価はサービスの質の客観性を高め、サービスの質の改善を図ることを目的とするものです。

(2) 対象サービス

自己評価及び外部評価の対象サービスは下記のとおりです。

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

イ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護

ウ 看護小規模多機能型居宅介護

エ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護

(3) 自己評価及び外部評価の流れ

ア 自己評価

自己評価の内容は下記のとおりです。

サービス種別	自己評価の方法
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○事業所自己評価（別紙１） ・事業所が自ら提供するサービス内容について振り返りを行う。
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	○スタッフ個別評価（別紙２－１） ・利用者へのサービス提供を行う個々の従業者が、これまでの取組や関わりについて個人で振り返りを行う。 ○事業所自己評価（別紙２－２） ・各自が取り組んだスタッフ個別評価を持ち寄り、管理者、計画作成担当者、看護職員、介護職員等が参加する事業所全体のミーティングにより、それぞれの考え

	方や取組状況に関する認識の違いなどを話し合う過程を通じて、事業所全体の振り返りを行う。
看護小規模多機能型居宅介護	○従業者等自己評価（別紙３－１） ・利用者へのサービス提供を行う個々の従業者等が、これまでの取組や関わりについて個人で振り返りを行う。 ○事業所自己評価（別紙３－２） ・各自が取り組んだ従業者等自己評価を持ち寄り、すべての従業者等が参加する事業所全体のミーティングにより、それぞれの考え方や取組状況に関する認識の違いなどを話し合う過程を通じて、事業所全体の振り返りを行う。
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	令和３年度の制度改正にて、認知症対応型共同生活介護における外部評価は、外部の者（評価機関）による評価又は運営推進会議における評価のいずれかを受ける選択制となりました。 （外部の者（評価機関）による評価の場合の自己評価） ・都道府県が定める項目により評価を行う。 ・法人代表者の責任の下、管理者が介護従業者と協議して実施する。 （運営推進会議における評価の場合の自己評価） ・事業所が自ら提供するサービス内容について振り返りを行う。 ○自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール（別紙２の２）

イ 外部評価

サービス種別	外部評価の方法
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護・医療連携推進会議において、自己評価結果に基づき、事業所で提供されるサービス内容や課題等について、共有を図り、会議の構成員から評価を受けることにより新たな課題や改善点を明らかにする。実施の際は以下の点に留意すること。 ・外部評価を行う運営推進会議は単独開催で行うこと。

（介護予防）小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	・参加者として、市町村職員又は地域包括支援センター職員、サービスについて知見を有する者の参加が必要であること。
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	（外部の者（評価機関）による評価の場合の外部評価） 静岡県が選定した評価機関の外部評価を受ける。 （運営推進会議における評価の場合の外部評価） 運営推進会議において、自己評価結果に基づき、提供されるサービス内容や課題について共有を図り、構成員から評価を受けることにより、新たな課題や改善点を明らかにする。実施の際は以下の点に留意すること。 ・外部評価を行う運営推進会議は単独開催で行うこと。 ・参加者として、市町村職員又は地域包括支援センター職員、サービスについて知見を有する者の参加が必要であること。

（４）結果の公表

評価の結果は、公表しなければなりません。

公表する内容や公表方法は下記のとおりです。

サービス種別	公表する様式	公表方法
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	自己評価・外部評価評価表 (別紙１)	実施した結果は利用者及びその家族へ提供するとともに、次の<u>いずれかの方法</u>で公表してください。 ・事業所内の見やすい場所に掲示（ファイリングし事業所に備え付け、かつ、いつでも関係者に自由に閲覧させることができる場合も可） ・法人のホームページへの掲載
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	事業所自己評価 (別紙２－２)	

	サービス評価総括表（別紙２－４）	・「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムへの掲載 ・「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAMNET）」の利用
看護小規模多機能型居宅介護	運営推進会議における評価（別紙３－３）	・市介護保険課へ評価結果等の提出（事業所から市介護保険課へ評価結果等の提出があった場合、原則、市介護保険課窓口へ当該評価結果等を掲示します。また、閲覧者から交付の求めがあった場合には、市は当該評価結果等の写しを交付します。そのため、事業所は、評価結果等の提出をもって、評価結果等の掲示及び写しの交付に同意したものとします。） ※公表の手段のひとつとして、市介護保険課へ評価結果の提出がありますが、上記の別の手段で公表を行っている場合は、静岡市では運営推進会議等を活用した自己評価・外部評価の結果についての提出（報告）は必須ではありません。（本ガイドライン５ 運営推進会議等に関するＱ＆Ａ（１）Ｑ２ 参照）
（介護予防）認知症対応型共同生活介護 （運営推進会議における評価の場合）	自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール（別紙２の２）	
（介護予防）認知症対応型共同生活介護 （外部の者（評価機関）による評価の場合）	自己評価及び外部評価結果（別紙４－１） 目標達成計画（別紙４－２）	評価機関より、「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAMNET）」を利用して、評価結果等が公開されます。 事業所は、評価結果等を ・利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項に記した文書に添付の上、説明すること ・事業所内の見やすい場所に掲示する（ファイリングし事業所に備え付け、かつ、いつでも関係者に自由に閲覧させることができる場合も可）、法人のホームページへ掲載するなどの方法により、広く開示すること。 ・利用者及び利用者の家族へ提供すること。 ・市介護保険課へ評価結果等を提出すること。（市介護保険課が市介護保険課窓口へ掲示します。） ・評価結果等については、運営推進会議において説明すること。

4 掲載資料について

各種ひな型及び運営推進会を活用した自己評価及び外部評価の根拠となる通知や参考様式は市ホームページ（以下のアドレスのとおり）へ掲載しているため、ご活用ください。

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2984/s012542.html>

掲載している内容は以下のとおりです。

- ・運営推進会議出席依頼文ひな型
- ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第34条第1項（第88条、第108条及び第182条において準用する場合に限る。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について
- ・「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第8項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ・（別紙1）自己評価・外部評価評価表

（介護予防）小規模多機能型居宅介護

- ・（別紙2－1）スタッフ個別評価
- ・（別紙2－2）事業所自己評価
- ・（別紙2－3）地域からの評価
- ・（別紙2－4）サービス評価総括表
- ・小規模多機能型居宅介護事業「サービス評価」の概要
- ・小規模多機能型居宅介護サービス評価 実施ガイド

看護小規模多機能型居宅介護

- ・（別紙3－1）従業者等自己評価
- ・（別紙3－2）事業所自己評価
- ・（別紙3－3）運営推進会議における評価

（介護予防）認知症対応型共同生活介護

- ・（別紙2の2）自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール

5 運営推進会議等に関するQ & A

(1) 静岡市のQ & A（他市町村では取扱いが異なる場合があります。）

Q 1 運営推進会議（介護・医療連携推進会議）の開催予定日に事業所内で感染症が発生しました。中止又は書面開催としたいが可能か。

A 1 現在、新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置はすでに終了しているため、運営推進会議（介護・医療連携推進会議）について、中止や書面開催のみで代替することは認められていません。感染症拡大防止の観点から当日の開催を延期し、後日改めて開催することが原則となります。

なお、参加者の同意を得られれば、テレビ電話装置等（Web会議システム等）を活用して開催することも可能です。

Q 2 運営推進会議（介護・医療連携推進会議）の議事録、運営推進会議（介護・医療連携推進会議）を活用した自己評価・外部評価の結果について、市介護保険課への報告（提出）は必須か。

A 2 静岡市では、運営推進会議（介護・医療連携推進会議）の議事録、運営推進会議（介護・医療連携推進会議）を活用した自己評価・外部評価の結果についての報告は必須ではありません。ただし、公表は必要となりますので、法人のホームページへの掲載や事業所内の見やすい場所に掲示（ファイリングし事業所に備え付け、かつ、いつでも関係者に自由に閲覧させることができる場合も可）などにより公表してください。公表の手段のひとつとして、市介護保険課へ議事録や評価結果等を提出するがあります。その場合、事業所から市介護保険課へ議事録や評価結果等の提出があった場合、原則、市介護保険課窓口へ当該議事録や当該評価結果等を掲示します。また、閲覧者から交付の求めがあった場合には、市は当該議事録や当該評価結果等の写しを交付します。そのため、事業所は、議事録や評価結果等の提出をもって、評価結果等の掲示及び写しの交付に同意したものとします。

なお、（介護予防）認知症対応型共同生活介護の外部の者（評価機関）による評価結果等については、市への提出は必須となります。

Q 3 運営推進会議（介護・医療連携推進会議）における外部評価では、「参加者として、市町村職員又は地域包括支援センター職員、サービスについて知見を有する者の参加が必要である」とあるが、これらの者の参加が困難な場合はどうすればよいか。

A 3 市町村職員又は地域包括支援センター職員、サービスについて知見を有する者について、やむを得ない事情により、運営推進会議（介護・医療連携推進会議）への出席が困難な場合にあっては、事前に資料を送付し、得た意見を運営推進会議（介護・医療連携推進会議）に報告する等により、一定の関与を確保してください。例えば、市介護保険課へ事前に資料を送付いただき、意見を得て、運営推進会議（介護・医療連携推進会議）に報告するなどの方法があります。

(2) 国のQ&A

Q 1 認知症高齢者グループホームの運営推進会議においては、活動状況としてどのような報告を行う必要があるか。

H18.5.2 介護制度改革 information vol.102 事務連絡 指定認知症対応型共同生活介護に関する Q&A/11

A 1 運営推進会議において報告を行う事項としては、「認知症高齢者グループホームの適正な普及について（平成 13 年 3 月 12 日老計発第 13 号老健局計画課長通知）」別添 2 に掲げる「認知症高齢者グループホームに係る情報提供の項目」や、自己評価及び外部評価の結果などが考えられるが、運営推進会議の場においては、当該グループホームにおける運営やサービス提供の方針、日々の活動内容、入居者の状態などを中心に報告をするとともに、会議の参加者から質問や意見を受けるなど、できる限り双方向的な会議となるような運営に配慮することが必要である。

なお、運営推進会議の実践例については、「認知症高齢者グループホームにおける運営推進会議の実態調査・研究事業」（（社）日本認知症グループホーム協会（平成 20 年度独立行政法人福祉医療機構「長寿・子育て・障害者基金」助成事業））等を参考にされたい。

Q 2 運営推進会議の構成員について、「利用者、利用者の家族、地域の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等」とあるが、これらの者は必ず構成員とする必要があるのか。

また、同一人が「利用者の家族」と「地域の代表者(町内会役員等)」、「地域住民の代表者(民生委員等)」と「知見を有する者」などを兼ねることは可能か。

H18.9.4 介護制度改革 information vol.127 事務連絡 介護老人福祉施設及び地域密着型サービスに関する Q&A/16

A 2 1 運営推進会議は、各地域密着型サービス事業所が、利用者、市町村職員、地域の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止するとともに、地域との連携が確保され、かつ地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、原則として、上記の者を構成員とする必要がある。

2 「利用者の家族」については、利用者の家族として事業運営を評価し、必要な要望等を行うものであり、利用者の声を代弁するといった役割もあるため、他の構成員とは立揚が異なることから、

兼務することは想定していないが、「地域住民の代表者」と「知見を有する者」との兼務はあり得ると考えられる。

Q 3 今般、認知症グループホームにおける第三者評価は、外部の者による評価と運営推進会議における評価のいずれかから受けることとされたが、運営推進会議における評価を実施した場合、第三者評価及び運営推進会議の両方を開催したものとして取り扱うのか。

R3.3.29 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（VOL.4）」（令和3年3月29日）の送付について／26

A 3 ・貴見のとおり。

・なお、今回の改定は、運営推進会議の開催頻度について現行のおおむね年間6回（2月に1回）以上開催することを変更するものではなく、このうち1回以上をサービスの質を評価する回としてよいという意味であること。

Q 4 運営推進会議はおおむね2月に1回開催とされているが、定期開催は必須か。

H18.5.2 介護制度改革 information vol.102 事務連絡 指定認知症対応型共同生活介護に関するQ&A/12

A 4 必須である。

Q 5 運営推進会議の構成員である「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とは、具体的にどのような職種や経験等を有するのか。

H18.9.4 介護制度改革 information vol.127 事務連絡 介護老人福祉施設及び地域密着型サービスに関するQ&A/17

A 5 小規模多機能型居宅介護について知見を有する者とは、学識経験者である必要はなく、高齢者福祉や認知症ケアに携わっている者なども含め、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者として客観的、専門的な立場から意見を述べることができる者を選任されたい。

Q 6 認知症グループホームの運営推進会議には、地域密着型サービス基準が定める全てのメンバー（利用者、市町村職員、地域住民の代表者（町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等））が毎回参加することが必要となるのか。

R3.3.29 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（VOL.4）」（令和3年3月29日）の送付について／25

A 6 ・毎回の運営推進会議に、全てのメンバーが参加しなければならないという趣旨ではなく、会議の議題に応じて、適切な関係者が参加することで足りるものである。

・ただし、運営推進会議のうち、今般の見直しにより導入する「運営推進会議を活用した評価」として実施するものについては、市町村職員又は地域包括支援センター職員、認知症対応型共同生活介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必須である。

Q 7 「「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第 97 条第 8 項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」において、事業所の外部評価の実施回数について、本来 1 年に 1 回以上のところ、2 年に 1 回とすることができる場合の要件の一つとして「過去に外部評価を 5 年間継続して実施している」ことが挙げられているが、運営推進会議における評価を行った場合、外部評価を実施したとみなして継続年数に算入することができるか。

R3. 3. 29 事務連絡 「令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A (VOL. 4)」(令和 3 年 3 月 29 日)の送付について/27

A 7 できない。継続年数に算入することができるのは、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 97 条第 8 項第 1 号に規定する外部の者による評価を行った場合に限られる。

Q 8 小規模多機能型居宅介護の運営推進会議には、地域密着型サービス基準が定める全てのメンバー(利用者、市町村職員、地域住民の代表者(町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等))が毎回参加することが必要となるのか。

H27. 4. 1 事務連絡 「平成 27 年度介護報酬改定に関する Q & A (平成 27 年 4 月 1 日)」の送付について/160

A 8 毎回の運営推進会議に、全てのメンバーが参加しなければならないという趣旨ではなく、会議の議題に応じて、適切な関係者が参加することで足りるものである。

ただし、運営推進会議のうち、今般の見直しにより導入する「運営推進会議を活用した評価」として実施するものについては、市町村職員又は地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必須である。

Q 9 小規模多機能型居宅介護事業所が、平成 27 年度の評価について、改正前の制度に基づき、指定外部評価機関との間で既に実施契約を締結しているが、あくまでも改正後の手法により評価を行わなければならないのか。

H27. 4. 1 事務連絡 「平成 27 年度介護報酬改定に関する Q & A (平成 27 年 4 月 1 日)」の送付について/161

A 9 改正前の制度に基づき、指定外部評価機関との間で既に実施契約を締結している指定小規模多機能型居宅介護事業者については、平成 27 年度に限り、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及

び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第85条第1項（第182条第1項において準用する場合を含む。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について」（平成27年3月27日付老振発第0327第4号・老老発第0327第1号）によりお示ししている評価手法によらず、改正前の制度に基づく外部評価を実施した上で、当該評価結果を運営推進会議に報告し公表することにより、改正省令に基づく評価を行ったものとみなして差し支えない。

Q10 連携型定期巡回・随時対応サービス事業所が、連携する指定訪問看護事業所に対し、①定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たって必要となる看護職員によるアセスメントの実施、②随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保、③介護・医療連携推進会議への参加、④その他必要な指導及び助言を委託することとされているが、連携する全ての事業所に全ての業務を委託しなければならないのか。

H24.3.16 事務連絡 「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）（平成24年3月16日）」の送付について／154

A10 連携する訪問看護事業所が複数ある場合、①から④までの全ての業務を、連携する全ての訪問看護事業所に委託する必要はなく、必要に応じてこれらの協力をいずれかの訪問看護事業所から受けられる体制を確保していればよい。

また、①の看護職員によるアセスメントについては、連携型の事業所と同一法人の看護職員により行うことも可能であり、訪問看護の利用者については、連携する訪問看護事業所の訪問看護提供時に把握した利用者の心身の状況について情報共有を図ることで足りることとしている。

なお、別法人の訪問看護事業所にこれらの業務を委託する場合は、契約による必要があるが、委託料についてはそれぞれの合議により適切に設定する必要がある。

6 問合せ先等

〒420-8602 静岡市葵区迫手町5番1号（静岡庁舎新館14階）

静岡市介護保険課事業者指導第1係

TEL 054-221-1088

FAX 054-221-1298

メール kaigohoken@city.shizuoka.lg.jp